（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件の一部改正）

第二条　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和七年こども家庭庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （冷暖房費加算の特例） **第四条**　令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における冷暖房費加算の算定に用いる地域の区分については、第一条第三十六号イからホまでの規定にかかわらず、次の地域の区分によるものとする。 ［一～六　略］	**附　則** （冷暖房費加算の特例） **第四条**　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における冷暖房費加算の算定に用いる地域の区分については、第一条第三十六号イからホまでの規定にかかわらず、次の地域の区分によるものとする。 ［一～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（適用期日）

1　この告示は、告示の日から適用する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の規定は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）が行われた月が令和八年四月以後の場合における特定教育・保育等に要する費用の額の算定について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年三月以前の場合における特定教育・保育等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
五　法別表第一第八号の下欄のヲの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。 林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な次の資金（8から10までに掲げるものについては、育林業を営む者に限る。） 1～9　（略） 10　法第十一条第一項第一号の規定に基づき株式会社日本政策金融公庫が法別表第一第八号の中欄に掲げる者に対して融通する同号の下欄に掲げる資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金	五　法別表第一第八号の下欄のヲの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。 林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な次の資金（8及び9に掲げるものについては、育林業を営む者に限る。） 1～9　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和八年四月八日から施行する。

○財務省・経済産業省告示第五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、令和八年財務省・経済産業省告示第二号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月八日から施行する。

令和八年四月八日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正